

葛城市（仮称）當麻複合施設 室内型遊び場等整備業務
公募型プロポーザル 実施要項

令和7年10月31日

葛城市 総務部 庁舎機能再編推進室

葛城市（仮称）當麻複合施設 室内型遊び場等整備業務
公募型プロポーザル実施要項

○基本事項	1
1.本書の位置付け	1
2.業務目的	1
3.業務概要	1
①業務名	1
②対象施設	1
③業務概要	2
④業務範囲	2
⑤発注担当課及び問い合わせ先	2
⑥提案上限額	3
⑦公募方法	3
⑧スケジュール	3
○参加資格	3
1.参加条件	3
2.設計業務及び物品調達・設置業務に関する条件の特例	5
3.葛城市の入札参加資格を有さない者の事前登録審査	5
○質問回答	6
○参加表明	6
1.提出書類	6
2.提出方法	7
3.参加資格審査	7
4.辞退の申出	7
○企画提案	7
1.提出書類	7
2.提出方法	8
3.企画提案のプレゼンテーション	8
4.企画提案の審査	9
5.提案審査の評価基準	10
6.審査結果の通知	12
7.失格事項	12
○契約締結	12
○留意事項	13

○基本事項

1.本書の位置付け

本実施要項は、「葛城市（仮称）當麻複合施設 室内型遊び場等整備業務公募型プロポーザル要求水準書」と一体のものとして位置付けるもので、（仮称）當麻複合施設（以下、「本施設」）に設置する未就学児用の全天候型プレイスペース・おはなしコーナーの設計・施工、図書館エリアのレイアウト検討・整備業務及び備品調達業務に係る業務を請負う民間事業者等（以下、「事業者」）の公募型プロポーザルの実施に当たり、応募に関する要件等の内容を示すものです。

2.業務目的

本業務では、天候に左右されることなく、親子が室内で安全に遊べる場所等を設置し、子どもたちにとって居心地の良い居場所を提供するとともに、遊び場と合わせて図書館等の周辺環境を整備し、親子をはじめとした大人と子どもの関係性に配慮した施設整備とすることで、施設内の一体感をより一層高め、利用者の交流を促進することを目的とします。

また、親子や図書館等の特性を理解した事業者を選定し、事業者のノウハウを最大限に生かした業務内容とするため、設計・施工等を一括した発注とし、葛城市の新たな取組みとして、周辺エリアのにぎわいや魅力の発信・創造に繋がるような施設整備とすることを目指します。

3.業務概要

①業務名

葛城市（仮称）當麻複合施設 室内型遊び場等整備業務

②対象施設

住所：奈良県葛城市竹内 256 番地 9

施設名：葛城市（仮称）當麻複合施設

全体面積：約 4,230 m²

本業務対象エリア：1階 プレイスペース

おはなしコーナー

子ども図書

エントランスホール

2階 一般図書エリア

1階～3階 共用部

構成機能：葛城市立當麻図書館、葛城市市民活動センター、葛城市役所當麻庁舎

開館時間：午前 8 時 30 分から午後 9 時まで

③業務概要

設計業務

- ・ 1階プレイスペース、子ども図書エリア（受付含む、閉架書庫除く）の設計業務（家具、遊具等の設計、デザイン業務を含む）
- ・ 市が作成した書架・家具図及びレイアウト計画の改善提案及び改善に対する修正設計（主に1～3階の共用スペース、中2階の開架書架エリアを想定）
- ・ 今後調達が予定されている物品等のレイアウト、選定、発注資料の作成業務（市が作成する物品等の仕様等の確認、改善提案を行い、発注資料を作成することを想定）

製作・施工業務

- ・ 設計に基づいた、遊具、造形、内装等の製作及び設置
- ・ 修正設計及び発注資料に基づいた、什器、書架等の製作及び設置

物品調達・設置業務

- ・ 発注資料に基づいた、備品等の調達及び設置
- ・ その他、玩具等備品の調達及び納入

その他関連業務

- ・ 各種許認可申請、施工監理、市及び指定管理者への取扱い説明等その他関連業務

④業務範囲

- ・ 本業務は、葛城市（仮称）當麻複合施設の室内型遊び場等の設計・施工等及び物品調達等を行うものです。
- ・ 契約の際に、業務の詳細について双方で確認を行います。
- ・ 受注者は、設計・施工に当たっては、レイアウト検討を含めて設計案を作成し、発注者と詳細について協議を行ってください。
- ・ 受注者は、設計案について発注者の承認を得た上で施工を行うものとします。
- ・ 詳しい内容については、「葛城市（仮称）當麻複合施設 室内型遊び場等整備業務 公募型プロポーザル要求水準書」をご確認ください。

⑤発注担当課及び問い合わせ先

葛城市役所 総務部 庁舎機能再編推進室

住所 〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

電話 0745-44-8217

FAX 0745-69-6456

ホームページ <https://www.city.katsuragi.nara.jp/>

E-mail choshakinou@city.katsuragi.lg.jp

⑥提案上限額

本業務に係る見積額の上限額は、149,380,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とし、上限額を超えた提案は無効とします。

ただし、工事費（設計・製作・施工・その他関連業務を含む）の上限を 129,399,600 円（消費税及び地方消費税を含む）とし、備品費（物品調達・設置業務を含む）の上限を 19,980,400 円（消費税及び地方消費税を含む）とします。

※提案限度額は契約予定金額を示すものではありません。

⑦公募方法

本市ホームページに本書、要求水準書及び参加表明書等の様式集を掲載し、提案を公募します。

⑧スケジュール

内容	日時
公告（公募開始）、質問受付	令和 7 年 10 月 31 日（金）
質問受付締切	令和 7 年 11 月 10 日（月）
質問回答（最終）	令和 7 年 11 月 14 日（金）
参加表明書の締切	令和 7 年 11 月 19 日（水）
参加資格審査	参加表明書受付後随時
参加資格審査の結果通知	令和 7 年 11 月 25 日（火）
企画提案書受付締切	令和 7 年 12 月 12 日（金）
プレゼンテーション及び提案審査	令和 7 年 12 月 19 日（金）
提案審査結果の通知	令和 7 年 12 月 26 日（金） 予定
契約締結	令和 8 年 1 月中旬以降 予定
契約期間	契約締結日から 令和 9 年 3 月 15 日（月）まで

○参加資格

1.参加条件

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の提出日現在において、以下の条件を全て満たす者としてします。

①基本的事項に関する条件

- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 6 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと及び該当する事実があった日から 2 年経過していない者であること。
- ・葛城市工事等請負契約に係る指名停止措置要領及び葛城市物品購入等の契約に係る

指名停止措置要領に基づく指名停止措置又は国若しくは他の地方公共団体による同様の措置を受けていないこと。

- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続中又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続中の事業者でないこと。
- ・破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- ・葛城市暴力団排除条例（平成 23 年葛城市条例第 15 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- ・国税・都道府県税・市町村税等の租税、社会保険料・労働保険料等の保険料及びその他の公租公課を滞納していないこと。
- ・その他、本業務を実施する上で必要な資格等を有していること。

②葛城市の入札参加資格に関する条件

- ・葛城市の令和 6・7 年度競争入札参加資格を有する者又は当該入札参加資格を有さない者であって、事前登録審査により同等の条件を満たしていると認められた者

③設計業務に関する条件

- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がされていること。

④施工・製作業務に関する条件

- ・建設業法に基づく「造園工事」及び「建築一式工事」の建設業許可を有していること。
- ・次の条件を満たす主任（監理）技術者をこの工事を行う期間中 1 名配置できること。
本工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。
（主任技術者の場合：建設業法第 7 条第 1 項第 2 号による。）
（監理技術者の場合：建設業法第 15 条第 1 項第 2 号による。）
参加表明書の提出日において、3 ケ月以上の雇用関係にある者であること。
（配置予定の主任（監理）技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要ですので、その旨を証明できる書類の提出を求めます。なお、受注した場合における現場代理人についても、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。）
- ・国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が発注した契約価格 7,800 万円以上の建築工事について、過去 10 年以内（平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日）に元請として業務を完了した実績があること。

⑤物品調達・設置業務に関する条件

- ・国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が発注した契約価格 1,200 万円以上の物品調達業務又は製造請負業務について、過去 10 年以内（平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日）に元請として業務を完了した実績があること。

2.設計業務及び物品調達・設置業務に関する条件の特例

本プロポーザルに参加しようとする者が「1.参加要件」のうち、「③設計業務に関する条件」・「⑤物品調達・設置業務に関する条件」を満たさない場合であっても、「①基本的事項に関する条件」及び当該③・⑤の条件を満たす2者以内の協力企業を加えて参加することができます。

3.葛城市の入札参加資格を有さない者の事前登録審査

「1.参加要件 ②葛城市の入札参加資格に関する条件」に掲げる資格を有さない者が参加しようとする場合は、参加表明書提出時に下記の追加資料を提出してください。

①提出期限：令和7年11月19日（水）まで

※郵送の場合は、書留郵便等配達完了の確認ができる方法によるものとし、令和7年11月19日(水)必着とします。

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

②提出場所：葛城市役所 総務部 庁舎機能再編推進室

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

③参加資格要件の審査：提出された書類を審査し、令和7年11月25日（火）に審査結果を電子メールで通知し、後日「参加資格審査結果通知書」を送付します。

④提出書類：下記1～6に掲げる書類一式を1部提出すること。

1	プロポーザル参加資格要件審査申請書（様式6）	
2	許可登録（免許）証明書等（営業に関し法律上必要となる登録証明書等、写し可）	
3	営業所一覧表（本市指定様式、項目要件を満たすものであれば他でも可）	
4	法人の場合：「履歴事項全部証明書」（旧:商業登記簿謄本）（写し可） 個人の場合：「事業証明書」及び「住民票」（写し可）	
5	葛城市内業者の場合 ※右記①と②の提出が必要です。 葛城市外業者の場合 ※右記①の提出が必要です。	①消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明 ※提出日前3か月以内発行のもの ※所管税務署にて発行 法人:納税証明書「その3の3」 個人:納税証明書「その3の2」 ②市税の完納証明書 ※令和7年8月19日以降に発行のもの
6		印鑑証明書（写し可）※提出日前3か月以内発行のもの

※A4 ファイルに綴じ、表紙・背表紙に商号等を必ず記載してください。

○質問回答

本プロポーザルに関する質問書は電子メールでのみ受け付けます。

下記 E-mail アドレス宛に送付してください。

E-mail choshakinou@city.katsuragi.lg.jp

なお、件名は「質問書（室内型遊び場等整備業務プロポーザル）」としてください。

質問書提出後に電話により受信確認を行ってください。また、質問書以外での問合せについては、一切受け付けません。なお、評価基準の配点等、審査に支障をきたすものは受け付けないものとします。

※現地説明会は行わないものとしますので、あらかじめご了承ください。

①提出書類

質問書（様式 7）

②受付期間

令和 7 年 10 月 31 日（金）から令和 7 年 11 月 10 日（月）正午まで

③回答期限

令和 7 年 11 月 14 日（金）

④確認先電話番号

葛城市役所 総務部 庁舎機能再編推進室

電話 0745-44-8217

⑤回答方法

電子メールによる個別回答としますが、市で公開が必要と判断した回答は、ホームページに掲載します。

○参加表明

1.提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加表明書等を提出してください。

・参加表明書（様式 1）

・協力企業同意書（様式 2）

※協力企業を加えて参加する場合のみ提出してください。

・業務実績調書（様式 3）

・誓約書（様式 4）

※協力企業を加える場合は、全ての企業について提出してください。

・暴力団排除条例に係る誓約書（様式 5）

※協力企業を加える場合は、全ての企業について提出してください。

・配置技術者調書（様式 9）

2.提出方法

①提出期限：令和7年11月19日（水）

※郵送の場合は、書留郵便等配達完了の確認ができる方法によるものとし、令和7年11月19日(水)必着とします。

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

②提出場所：葛城市役所 総務部 庁舎機能再編推進室

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

3.参加資格審査

参加資格審査の結果は、参加表明に関する書類を提出した応募者に対して「参加資格審査結果通知書」を書面及び電子メールにて通知します。

本審査における確認内容は下記の通りとします。

- ・「参加資格 1.参加条件」に示す①～⑤の参加条件を全て満たしていること。
- ・「葛城市の入札参加資格を有さない者」に該当する場合は、入札参加資格者と同等の条件を満たしていること。
- ・応募者が③設計業務に関する条件又は⑤物品調達・設置業務に関する条件を満たしていない場合、当該条件を満たす協力企業が参加していること。

4.辞退の申出

本プロポーザルへの参加を辞退する者は、参加辞退申出書（様式10）の正本1部を担当部署へ書面にて提出してください。

○企画提案

参加資格審査の結果、本プロポーザルへの参加資格が認められた者は、次により企画提案書等を提出してください。

1.提出書類

①提出書類

- ・企画提案書（任意様式）
- ・見積書（様式8）

※合計金額に加え、内訳として設計業務、製作・施工業務及び物品調達・設置業務に係る各年度の価格をそれぞれ区分して記載してください。

- #### ②企画提案書の様式は任意とし、その大きさ及び書き方は、原則、A4縦又は横長、両面横書き、片側換算20ページ以内（表紙、目次などは除く）としてください。ただし、図面等でA3の大きさのものがある場合は、A4の大きさに折り込んでください（A3の場合は、該当ページを2ページ相当分とします。）。ファイル等にファ

イリングしてください。

- ③正本 1 部と副本 14 部を準備し、副本については社名やロゴ等の応募者が特定できる記載をしないでください。なお、企画提案書提出時には、提出書類と同じ内容を保存した CD-R 又は DVD-R を 1 枚提出してください。
- ④企画提案書は日本語で記載し（ただし、専門用語を除きます。）、ページ番号を付してください。
- ⑤文字の大きさについては 11 ポイント以上とし、確認しやすい大きさとしてください。ただし脚注の記載に使用するフォントの大きさは、8 ポイント以上としてください。
- ⑥企画提案書は明解かつ具体的な記載とし、専門知識を有さない者に対して配慮してください。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけてください。
- ⑦企画提案書の構成は業務の実施体制、実施方針及び実施方法等を記述するものとし、提案審査の評価基準の項目に沿って作成するしてください。

2.提出方法

- ①提出期限：令和 7 年 12 月 12 日（金）

※郵送の場合は、書留郵便等配達完了の確認ができる方法によるものとし、令和 7 年 12 月 12 日(金)必着とします。

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに提出してください。

- ②提出場所：葛城市役所 総務部 庁舎機能再編推進室

〒639-2195 奈良県葛城市柿本 166 番地

3.企画提案のプレゼンテーション

- ①実施予定日時

令和 7 年 12 月 19 日（金）

※実施時間の詳細については、「参加資格審査結果通知書」に明記します。

- ②実施会場

葛城市役所 新庄庁舎 2 階 203 会議室

- ③実施時間

1 者の持ち時間は、提案 25 分、質疑応答 25 分の計 50 分以内とします。

※事前準備・片づけの時間を除く

- ④注意事項

- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とします。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容を基に説明すること。補足資料の配布は不可としますが、投影は可能とします。

- ・プレゼンテーション及び質疑応答の内容は、企画提案書に記載がない場合でも、提案内容に含まれるものとします。
- ・プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは本市で準備しますがパソコンその他必要な機器及びインターネット通信環境等は各自で用意してください。
- ・プレゼンテーションの１者当たりの参加者は６名までとします。
- ・企業名が特定できるような名札等を身に着けないようにし、企業名への言及や投影する資料等に企業名が特定できるロゴ等を出してはいけません。
- ・開始時刻までに実施会場に入室しなかった場合は遅刻とみなします。遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなします。
- ・企画提案説明に要する応募者の経費は、全て応募者の負担とします。

4.企画提案の審査

- ①葛城市職員等で構成する葛城市（仮称）當麻複合施設 室内型遊び場等整備業務プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が応募者の企画提案書及びプレゼンテーションを評価して事業者を選定します。
- ②提案審査では、選定委員会において、本事業の計画に係る提案内容を総合的に評価し、点数化します。最も優れた応募者を優先交渉権者とし、その次に優れた応募者を次点交渉権者として選定します。
- ③提案審査は１００点満点で評価します。また、評価点が同点となった場合には、「各エリアへの提案」の評価点が最も高い応募者の提案を最優秀提案とします。「各エリアへの提案」の評価点も同点の場合は、審査基準の「提案価格」の評価点が最も高い応募者の提案を最優秀提案とします。「提案価格」も同じ場合は、選定委員会の委員の協議により決定するものとします。
- ④提案審査の満点（１００点）の６割を最低基準点とします。また、応募者が１者となった場合についても提案審査を行い、得点が最低基準点に満たない場合は優先交渉権者を選定しません。
- ⑤審査結果は応募者全員に電子メールにて通知するとともに、市のホームページで公表します。
- ⑥選定結果に関するお問い合わせ、異議申し立ては受け付けません。
- ⑦企画提案のプレゼンテーション及び提案審査は非公開で実施します。

5.提案審査の評価基準

提出書類等及び提案審査で評価する評価項目、評価基準は下記のとおりです。

なお、企画提案書にはパース等の図表も含むものとします。

審査項目	評価基準	配点
①事業者の評価		
業務実施方針 及び組織体制	業務内容等を理解した上で、提案の企画力が発揮できるチーム体制となっている	4
業務実績	同種又は類似の業務実績を有している等、提案内容の業務を確実にかつ安定的に遂行する能力を有している	4
実施能力	全ての業務が、契約履行期間内に無理なく完了できる行程となっている	4
②提案内容に関する評価		
整備のコンセプト	本業務の目的や課題を理解し、複合施設全体の融合や活性化を目指した整備コンセプトが提案されている	4
各エリアへの提案	各エリアのコンセプトを的確に理解し、複合施設の機能と空間を活用できるような工夫がされている (コンセプトの例示) ・子どもたちが安全に遊べる遊び場の創出 ・子どもたちの性質に合わせた居場所の提案 ・親子のコミュニケーションや新たな交流を促す提案 ・親しみやすく、くつろぎやすいエントランス空間 ・配架の工夫が活かせる書架デザインやレイアウト ・施設全体の空間・機能・動線を意識したレイアウト ・ティーンズ等の世代ごとの利用に寄り添う計画	12
設計業務	子どもの自由な発想で多彩な利用ができ、身体能力や思考能力、想像力、集中力、知的好奇心が高められる空間がデザインされている	4
	子ども同士や親子にとって過ごしやすい空間や、誰もが使いやすいと感じる、魅力ある空間が提案されている	4
	開放感がありつつ、多様な利用シーン・安全性・防犯性等に配慮した、利用者目線の造作、内装及びゾーニングとなっている	4
	分かりやすくデザイン性に配慮したサインや案内表示の設置が計画されている	4
製作・施工業務	仕様書を踏まえた子どもの心身の成長を促す遊具や誰にとっても使いやすい什器等が、親しみやすい素材で製作されている	4

		日常的な使用における耐久性、使い勝手、手入れのしやすさ、修理や部品交換において管理上支障がない	4
		安全面の配慮において、十分な強度、怪我の予防措置を講じている	4
		施工の進め方等について、複合施設整備工事との調整に配慮されている	4
		デザイン・仕上げ・色合い・レイアウト等は、複合施設全体との調和が図られている	4
物品調達・設置業務		各エリアのコンセプトを踏まえた工夫のある調達により、オリジナリティのある使い方が演出されている	4
		市が想定している物品に捉われず、よりコンセプトの達成に効果的な物品が提案されているか	4
		本業務に限らず、施設全体のインテリアデザインや物品購入に対する助言や支援を行う姿勢がみられる	4
③提案により期待できる効果			
	施設の提案に関すること	提案された空間により、複合施設内の機能の融合や様々な活動の共有が期待できる	4
	管理における負担軽減	維持管理の手間及びランニングコストを抑える工夫がされている	4
	提案の独自性	事業者のノウハウを生かした独自の視点により、魅力ある提案がなされている	4
	追加提案	本施設の開館に向けた準備業務を進めるに当たり、民間事業者のノウハウを活かした独自提案がある	4
④価格に関する評価			
	提案価格	・ 提案費用が最低であるものを第 1 位とし、満点である 8 点を付与する ・ その他の応募者の提案費用に係る点数は、第 1 位の提案費用（最低提案費用）と当該応募者の提案費用（当該提案費用）との比率により算出する。算出した得点の小数点第 3 位を四捨五入する - 提案費用の点数=8 点*（最低提案費用/当該提案費用） ・ 提案費用が実施要項に記載する上限額を上回っている場合は失格とする	8
合計			100

6.審査結果の通知

審査結果は、令和7年12月26日（金）に「プロポーザル審査結果通知書」により各応募者に通知する予定です。また、審査結果については、市のホームページで公表します。

7.失格事項

次の各号のいずれかに該当する者は失格とします。

- ①提出書類等に虚偽の記入をした者
- ②応募資格の要件を満たさない者
- ③提出書類の提出方法及び提出期限を守らない者
- ④選定委員会の委員又は関係者と接触を図った者
- ⑤提出書類等に盗用した疑いがあると選定委員会が認めた者
- ⑥契約締結までの間に参加資格に記載した条件を満たさなくなった者
- ⑦見積額が提案限度額を超えた場合
- ⑧他の提案事業者と提案内容等について相談を行った場合
- ⑨その他、選定委員会が不適格と認めた者

○契約締結

①契約内容についての協議

優先交渉権者は、選定後、市と企画提案書の内容に基づく協議を行った後、見積書（科目別内訳書相当）を提出してください。市は、提案内容及び見積書をもとに、優先交渉権者と契約内容についての協議を行います。

なお、契約金額は原則として、審査時に提出された提案額を超えないものとします。ただし、市との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りではありません。

優先交渉権者が契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、提案審査において次点交渉権者となった者と当該業務について同様の交渉を行います。

②契約保証金

優先交渉権者は、請負契約の締結に当たって、葛城市契約規則に基づき、契約保証金を現金等で納付するものとします。

なお、契約保証金の額は契約金額の10%とします。

③工事費として計上する業務については、設計を除き、令和8年度業務として着手してください。

④支払い条件

	着手時期	前金払い	中間前金 払い	部分払い
設計業務	契約締結後 速やかに着手	不可	不可	不可
製作・施工業務	令和８年４月１日 以降着手	可 (１回)	不可	不可
その他関連業務	契約締結後 必要に応じて着手	不可	不可	不可
物品調達・設置業務	契約締結後 随時着手	不可	不可	不可

※前金払いの条件等詳細については、葛城市契約規則及び建設工事請負契約書の規定に従うものとします。

※その他支払い条件等の詳細については、優先交渉権者の選定後、協議により決定します。

○留意事項

- ①業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。また、単位は日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）によるものとします。
- ②業務で納品される成果物及び製品等に、契約不適合責任の責があった場合は、本市の指示に従い適切な処理を受託者の負担において行わなければなりません。
- ③業務遂行中に受託者が本市並びに第三者損害を与えた場合は、直ちにその状況及び内容を連絡し、本市の指示に従うものとします。また、損害賠償の責任は受託者が負うものとします。
- ④業務中事故があったときは、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに本市に報告することとします。
- ⑤緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできないものとします。
- ⑥本件の公募に関して、応募者が支出した費用、応募者が提供したノウハウの対価等については、市は補填その他一切の支払等を行いません。
- ⑦提出書類は、葛城市情報公開条例（平成１６年条例第７号）及び葛城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第３０号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合があります。
- ⑧応募者の提出する書類の著作権はそれぞれ作成した応募者に帰属します。なお、それらの書類を公表する場合は、市は応募者が提出した書類の全部又は一部を無償で使用

できるものとしてします。

⑨応募者１者につき提案は１件のみとしてします。

⑩提出された企画提案書等は返却しません。また、提出された企画提案書等は本プロポーザルにおける特定のみに使用するものとし、提案事業者に無断での利用はしないものとしてします。なお、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において複製、保存等を行う場合があります。

⑪提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めません。ただし、市から指示があった場合を除きます。

⑫本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとしてします。また、本業務への関わりがなくなった時点で、本市から配布された資料は返却し、その他知り得た情報については、適切に破棄してください。

⑬企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできません。